

恵庭市立恵庭中学校 いじめ防止基本方針

いじめ防止への理念：いじめを生まず、見逃さず、いじめから守り抜く学校

3つの理念	いじめ防止を実現するための基本方針	重点的な取り組み
<p>1 「生まず」 いじめの未然防止</p> <p>○生徒の自主的な活動推進 ○積極的認知</p>	<p>○生徒一人一人が互いに尊重し高め合い、いじめを許さない集団を目指す</p> <p>(1) 様々な教育活動を通じて道徳教育や人権教育、体験活動等、発達支持的生徒指導の充実を図る</p> <p>(2) 生徒が主体的に参加できる学習活動や心理的安全性、受容的な雰囲気と規律を大切にした集団づくり</p> <p>(3) <u>生徒の自主的な企画・運営による活動</u>を促進し、「いじめを許さない」意識を醸成する</p> <p>(4) 特に配慮が必要な生徒への特性を踏まえた適切な支援と周囲の生徒への組織的な指導</p>	<p>◇生徒と教職員、生徒相互の<u>温かい人間関係づくりの構築</u></p> <p>◇生徒の<u>自己有用感を醸成する授業実践</u></p> <p>◇生徒会を主体とした「いじめ防止」の取り組み (集会、標語作成等)</p>
<p>2 「見逃さず」 いじめの早期発見・早期対応</p> <p>○いじめ定義明確化</p>	<p>○生徒からの「<u>いじめのサイン</u>」を見逃さず、確実に受け止め、迅速かつ組織的な対応を徹底する</p> <p>(1) 日常的に生徒を観察しながら、保護者との連携を図り変化を把握するよう努める</p> <p>(2) 生徒や保護者が悩みを抵抗なく、いつでも相談できる体制の整備に努める</p> <p>(3) インターネットやメール、SNS 等によるネットいじめの加害 ・被害の立場にならないよう継続的な指導を行う</p>	<p>◇生徒の表情や言動、身体や服装の様子、友人関係、持ち物等の変化への察知</p> <p>◇いじめアンケート調査と教育相談の定期的な実施</p> <p>◇スクールカウンセラーや市の教育相談所等との連携</p> <p>◇<u>情報モラル教育の推進</u></p>
<p>3 「いじめから守り抜く」 いじめへの対処</p> <p>○いじめ解消の判断基準 ○要配慮生徒に対する支援の必要性 ○組織的な対応を可能にする体制づくり ○重大事態への対処</p>	<p>○いじめの発見・通報を受けた場合には、教職員が抱え込まず、速やかに「校内いじめ防止委員会」を開催し、組織的に対応する</p> <p>(1) 「いじめ防止委員会」の調査に基づき、解決に向けた対応方針を決定し、教職員の役割分担を明確にする (いじめ解消まで最低3ヶ月の対応)</p> <p>(2) 被害生徒、加害生徒、周囲の生徒への支援・指導体制を組む</p> <p>(3) 早期解決に向け、関係機関、保護者・地域関係者との協力体制を組む</p>	<p>◇「いじめ防止委員会」の体制整備を早急に行う</p> <p>◇いじめを受けた生徒に<u>寄り添い不安を取り除く体制を構築</u></p> <p>◇加害生徒の抱える問題や悩みにも目を向け、健全な人間関係を構築できるよう配慮する</p> <p>◇<u>保護者との連携を密にとり、状況や学校の指導方針等を伝える</u></p>
<p>★「いじめ防止委員会」は、校内におけるいじめ防止等の対策のための組織</p> <p>★校長・教頭・主幹教諭・生徒指導主事・学年主任で構成 必要に応じて教務主任や特別支援教育 Co.、養護教諭、スクールカウンセラーや他の機関、外部の専門家も加わる。</p> <p>★校内におけるいじめ防止等の取り組みに関すること、生徒・保護者からの相談内容の把握と対応に関すること等について協議する</p> <p>★いじめが原因で子どもの命に係わること等、重大事態が発生した場合は、教育委員会の指導の下、関係機関と密接な連携を図りながら対応に当たる</p>		